

# 安中市高齢者等緊急情報配信サービス

「安中市高齢者等緊急情報配信サービス」とは、高齢者や障害者などの緊急情報の取得が困難な方を対象として、ご自宅の固定電話やFAXに緊急情報の配信を行うものです。対象となる人は、是非、登録してください！



## 対象者

### 【固定電話の場合】

- ・市内に居住している人で、下記①②のどちらかに該当する人とそのご家族
- ①高齢者（65歳以上）
- ②身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている人

### 【FAXの場合】

- ・市内に居住している人で、下記①②のどちらかに該当する人とそのご家族
- ①身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている人
- ②高齢者で、防犯機能付きのため電話での受信ができない人



## 配信情報

- ・避難情報（高齢者等避難、避難指示など）
- ・気象等の特別警報（大雨特別警報、噴火警報など）
- ・国民保護情報（弾道ミサイル情報、テロ情報など）
- ・その他緊急で周知が必要な情報

## 申請方法



### 【申請書類】

- ・市役所本庁（危機管理課）または松井田支所（松井田振興課）の窓口、市ホームページから入手できます

### 【提出方法】

- ・危機管理課または松井田振興課に持参していただくか、郵送、FAX、電子メールでも可能です（詳しくは裏面をご覧ください）。

## 安中市高齢者等緊急情報配信サービス 利用規約

### 1. 利用料金

登録料や電話・FAX受信のための通信料は無料です。ただし、FAX受信機のインク、用紙代等は利用者の負担となります。

### 3. 利用できる電話機

プッシュ式電話回線が利用可能であること（メッセージを聞き終えたら#ボタンを押す必要があります）。また、防犯電話機能が付加されている電話機は、メッセージが受信できない場合があります。

### 3. 発信時間帯

本サービスによる電話・FAXは夜間（深夜）にも配信される場合があります。

### 4. 発信番号

電話・FAXは050-1792-0694から発信しますので、事前に電話機やFAXに番号の登録をするなど、受信できるようにしてください。なお、発信専用番号のため、折返しの電話をかけてもつながりません。

### 5. 登録の変更、廃止

登録番号に変更があった場合や、対象者でなくなった場合は、新規登録と同様の方法で、変更、廃止の届出をしてください。

### 6. 登録の抹消

宛先不明等により複数回にわたり配信できなかった場合には、利用登録を抹消させていただくことがあります。

### 7. 本サービスの特性

本サービスは電話またはFAXによる配信であるため、回線の混雑状況や災害時の通信設備の被害状況等により、遅延の発生や、発信ができない場合があります。

### 8. 個人情報の取扱い

申請書に記載された住所、氏名、電話番号またはFAX番号は、本サービス以外の目的で使用することはありません。

### 9. 免責事項

本サービスを利用することによって直接的、間接的または結果的に利用者が損害を被った場合でも、安中市は責任を負いません。

#### 【問合せ先】

安中市役所危機管理課危機管理係 027-382-1111（内線1135）

#### 【申請書提出先】

- ・窓 口 市役所本庁危機管理課、松井田支所松井田振興課
- ・郵 送 〒379-0192 安中市安中2-13-7  
安中市役所危機管理課危機管理係あて
- ・FAX 027-329-6065
- ・メール kikikanri@city.annaka.lg.jp

